



環境省所管新潟市浜町地区地盤沈下観測施設の維持管理に関する覚書

環境省水・大気環境局長 早水 輝好（以下「甲」という）と新潟市長 篠田 昭（以下「乙」という）は、環境省所管新潟市浜町地区地盤沈下観測施設の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 目的

本覚書は、環境省所管新潟市浜町地区地盤沈下観測施設（以下「観測施設」という。）について、各施設の管理及び土地の維持の方法並びに地盤沈下の観測等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義

観測施設は、地盤伸縮量及び地盤高の観測並びに地下水位の測定を行う観測井並びにそれを覆う観測建物及び囲障（土地の周囲の柵）から構成される。観測井は、地中に設置された外管の中に内管をたて込み、下端を砂礫層に固定し、その内管の深さに相当する地層の収縮量を時々刻々の沈下量として観測し、また、測定する帶水層の外管にストレーナーを設置し地下水位を測定するものである。

第3条 覚書の範囲等

この覚書の対象となる観測施設の範囲は、下記のとおりとし別図一1で示した範囲とする。

○所 在：新潟県新潟市東区浜町29-1

○土 地：3,897.62m²

○観測施設：観測建物 4棟

　観測井（深さ）1,190m、610m、490m、174m

　観測機器 4施設

　囲 障 259m

第4条 観測施設の維持管理

観測施設に生じた軽微な損傷等の補修、修繕、観測井の機器の保守点検（記録紙の補充を含む）及び土地を維持するための敷地内の除草、ゴミの撤去等については、原則として乙が行い、観測施設の良好な環境を保全し、適正な観測・測定を確保するよう努めるものとする。ただし、重大な損傷等で観測施設本体の作り直しや交換等が必要となる場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

第5条 観測・測定及び報告

乙は、観測施設を活用して地盤沈下量、地下水位の観測・測定を行い、観測・測定の結果を毎年度甲に報告するものとする。

第6条 災害復旧

災害その他により観測施設に破損が生じた場合の復旧については、甲、乙協議して定めるものとする。

第7条 有効期間

本覚書の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

本覚書の有効期間満了時において甲、乙ともに異議がない場合、本覚書は同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。なお、甲又は乙が本覚書の有効期間満了時において継続を希望しない場合は、相手方に対し、有効期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。

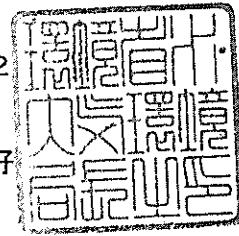
第8条 その他

この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項について取り決めを必要とする場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結の証として、本覚書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年4月2日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省水・大気環境局長
早水輝好



乙 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1
新潟市長 篠田 昭



二四

環境省所管浜町地区地盤沈下観測施設

S = 1 : 500

